

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から45年6月まで
② 昭和46年1月から47年3月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで
④ 昭和56年7月から61年3月まで

私が20歳になった昭和36年*月ごろに、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。

結婚後の申立期間③及び④の保険料は、自分で納付していた。申立期間について未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の父親は、このころに申立人の国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、申立期間前後の保険料は納付済みである上、申立期間は過年度納付が可能であり、A市では、国民年金の加入手続きを受け付けた際に、過年度保険料についても納付書を発行し、納付勧奨していたことが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間③は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、特殊台帳の昭和51年度の摘要欄に申立人からの申出により申立期間の納付書が発行されたものと考えられる「納

付書」の押印が有り、申立期間の前年度である昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付していることを踏まえると、申立期間の保険料についても、納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は、昭和 45 年 7 月 1 日であることが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認でき、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間④については、強制の被保険者として申請免除期間とされていたことが特殊台帳及びオンライン記録から確認できるものの、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日からの第 3 号被保険者該当届を行った結果、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることが判明したため、申立期間は任意加入期間となり、任意加入の場合、制度上、保険料の免除はできないことから、同年 5 月 9 日付けで申立期間の免除の記録が取り消され、56 年 7 月 1 日にさかのぼって強制の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間①及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前及び婚姻時の氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、納付書により納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60 歳までの国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、特殊台帳の昭和 56 年度の摘要欄には、申立人の申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が有る上、A 市が保管している国民年金被保険者名簿の検認記録において、申立期間の欄に、過年度納付について記載されたものと考えられる「59.2.23」と記載されていることが確認でき、同様に「52.7.1」と記載されている昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料について、オンライン記録では納付済みとされていることを踏まえると、申立期間の保険料についても過年度納付されたものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年8月まで

国民年金の任意加入制度をA市の広報等で知ったので、昭和55年4月ごろ国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更も適切に行い、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持している年金手帳には同年4月24日に任意で資格を取得し、同年9月9日に同資格を喪失している旨記載されていることが確認できることから、任意の資格得喪手続を行いながら、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い上、申立内容は、申立期間当時の保険料納付状況に符合している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年6月1日から32年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から32年3月1日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、有限会社Aで勤務していた期間のうち、昭和28年7月1日から32年3月1日までの加入記録が無いことが分かった。当該期間については引き続き同社に勤務しており、少なくとも同社が適用事業所になった31年6月1日以降は加入期間となっていないと納得できない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける元同僚が、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から申立人が勤務していた旨を供述していることから、少なくとも昭和31年6月1日以前から申立人が同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、複数の元同僚は、有限会社Aが適用事業所になった昭和31年6月1日に勤務していた従業員については全員、その時点で厚生年金保険の加入手続が行われたはずである旨を供述している。

さらに、複数の元従業員の供述により、申立期間当時の当該事業所の従

業員数は10人前後であると推定される一方、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同事業所の新規適用時の厚生年金保険加入者が事業主の親族を除き10人いることから、従業員のほぼ全員について厚生年金保険への加入手続が行われていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和31年6月1日から32年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、既に当該事業所が解散しており、事業主も亡くなっていることから確認できないが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和32年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年6月から32年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和28年7月から31年5月までの期間については、元同僚の供述により、当該期間の一部において申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できるものの、当該期間は同社が厚生年金保険の適用事業所になる前であり、当該期間において厚生年金保険に加入していた者は確認できない。

また、当時の同僚等に照会を行ったが、申立人の当該期間に係る保険料控除がうかがえる供述は得られなかった。

このほか、申立人が当該期間について厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和28年7月から31年5月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月から19年5月までの期間並びに同年7月及び同年8月の期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、16年8月は15万円、同年9月及び同年10月は18万円、同年11月は16万円、同年12月から18年7月までは18万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は11万8,000円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、19年1月は20万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月は11万円、同年7月は15万円、同年8月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月1日から19年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、有限会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は、私が所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額と明らかに見合っていない。調査の上、保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書により、申立人が申立期間のうち、平成19年1月から同年8月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、有限会社Aが保管する申立人に係る源泉徴収簿の社会保険料等の

控除額からも、申立人について、入社当初からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高い保険料が給与から控除されていたと推認できる。

さらに、申立人と同時期に入社した元同僚が保管している申立期間における給与明細書において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び上記の源泉徴収簿に記載されている社会保険料等の控除額から推認できる厚生年金保険料の控除額から、平成16年8月は15万円、同年9月及び同年10月は18万円、同年11月は16万円、同年12月から18年7月までは18万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は11万8,000円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、19年1月は20万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月は11万円、同年7月は15万円、同年8月は19万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成19年6月については、上記の給与明細書に記載されている総支給額がオンライン記録の標準報酬月額より低い額であることが確認できることから、記録の訂正を行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月から17年12月までの期間及び18年2月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、16年9月及び同年10月は18万円、同年11月は20万円、同年12月は11万円、17年1月及び同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月は18万円、同年6月は30万円、同年7月は24万円、同年8月から同年10月までは30万円、同年11月は20万円、同年12月は30万円、18年2月は15万円、同年3月は34万円、同年4月は20万円、同年5月から同年7月までは34万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は14万2,000円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、19年1月から同年3月までは26万円、同年4月は34万円、同年5月は12万6,000円、同年6月は22万円、同年7月は18万円、同年8月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月1日から19年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、有限会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は、私が所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額と明らかに見合っていない。調査の上、保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書により、申立人が申立期間のうち、平成16年10月から17年4月までの期間、同年6月から同年12月までの期間、18年3月から同年10月までの期間及び同年12月から19年8月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、有限会社Aが保管する申立人に係る源泉徴収簿において、申立人が給与明細書を所持していない期間についても、その前後の期間の社会保険料等の控除額が大きく変動していないことから、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高い保険料が給与から控除されていたと推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び上記の源泉徴収簿において確認できる社会保険料等の控除額から推認できる厚生年金保険料の控除額から、平成16年9月及び同年10月の標準報酬月額については18万円、同年11月は20万円、同年12月は11万円、17年1月及び同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月は18万円、同年6月は30万円、同年7月は24万円、同年8月から同年10月までは30万円、同年11月は20万円、同年12月は30万円、18年2月は15万円、同年3月は34万円、同年4月は20万円、同年5月から同年7月までは34万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は14万2,000円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、19年1月から同年3月までは26万円、同年4月は34万円、同年5月は12万6,000円、同年6月は22万円、同年7月は18万円、同年8月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を

履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成16年7月及び同年8月については、上記の源泉徴収簿の社会保険料等の控除額から推認できる総支給額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できず、18年1月については、上記の給与明細書において確認できる総支給額がオンライン記録の標準報酬月額よりも低い額であることが確認できることから、記録の訂正を行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年1月から同年5月までの期間及び同年8月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額について、19年1月から同年4月までは12万6,000円、同年5月及び同年8月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月5日から19年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、有限会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は、私が所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額と明らかに見合っていない。調査の上、保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書により、申立人が申立期間のうち、平成19年2月から同年8月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、有限会社Aが保管する賃金台帳から、平成18年8月及び19年1月から同年8月までの期間の厚生年金保険料控除額が確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が

源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成19年1月から同年4月までは12万6,000円、同年5月及び同年8月は15万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立人の勤務期間において長期間にわたり一致していない（平成19年9月以降については、既に社会保険事務所（当時）において訂正済み）ことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年1月から同年7月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間については、有限会社Aが保管する申立人に係る源泉徴収簿に記載されている社会保険料等の控除額から推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも多い額であることは確認できず、同年8月については、上記の賃金台帳に記載されている同月に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に一致していることが確認できることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち、平成19年6月及び同年7月は、上記の給与明細書に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 21 日から 35 年 9 月 1 日まで
(A工場)
② 昭和 35 年 9 月 14 日から同年 10 月 30 日まで
(B社)
③ 昭和 35 年 12 月 1 日から 37 年 7 月 30 日まで
(C株式会社)
④ 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 7 月 5 日まで
(有限会社D)

申立期間の脱退手当金を受給した記録になっているが、私は、受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 42. 7. 27 E 社会保険事務所」、「現金 42. 10. 13 支払済」の押印が有るとともに、社会保険事務所（当時）の窓口で、昭和 42 年 10 月 13 日に脱退手当金を受領した旨の申立人の署名及び捺印が確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間②については、上記裁定請求書に当該事業所が記載されておらず、同裁定請求書の添付資料である「資格記録事項及び算定内訳」及び「厚生年金保険被保険者記録（回答）」にも当該事業所の記載は無いなど、脱退手当金の算定対象とされていないことが確認できる。

また、申立期間①、③及び④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、いずれにも脱退手当金が支給されていることを示す「脱手」の表示が有るにもかかわらず、申立期間②に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、「脱手」の表示が無い。

一方、申立期間①、③及び④については、脱退手当金裁定請求書に当該事業所に係る記載が有る上、それぞれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA株式会社C支店に入社し49年4月1日C支店からD販売所に転勤したが、年金記録ではC支店での被保険者資格喪失は同年3月31日となっている。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認でき、同社の人事・給与を統括する株式会社Eの人事記録により、申立人のA株式会社C支店から同社D販売所への異動発令日が昭和49年4月1日であることが確認できる。

また、株式会社Eは文書照会において、「申立人は、転勤により昭和49年4月1日にF支社（申立期間当時は、C支店）の被保険者資格を喪失しており、同年3月31日ではない。申立期間当時は、各事業所で手続していたために誤りが多数発生していた。今回の申立でもその一つと思われる。当時の担当者に知識がなく転勤に伴う転出日を資格喪失日としてしまった事が原因である。」と回答している。

さらに、申立期間に係る保険料控除について、「資料が残されていないも

のの雇用が継続しているため、控除を行っていない理由が考えられず昭和49年3月分の保険料を控除した。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日に係る届出誤りを認めていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失に係る届出が行われており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成9年5月から同年9月までの期間を20万円、同年10月を24万円、同年11月を18万円、同年12月を22万円、10年1月を19万円、同年2月から同年4月までの期間を24万円、同年5月を20万円、同年6月を19万円、同年7月を20万円、同年8月を24万円、同年9月を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成9年5月から10年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から10年10月1日まで

私は、平成9年5月1日からA株式会社（現在は、B株式会社）に勤務したが、当該事業所から交付された健康保険厚生年金保険料変更通知書を見ると、同年5月から10年9月までの期間について、上記通知書に記載されている標準報酬月額及び保険料額と、オンライン記録の標準報酬月額が相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している申立人に係る個人別賃金台帳及び申立人の所持している源泉徴収票から、申立人についてオンライン記録の標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか

ら、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人に係る個人別賃金台帳に記載されている給与額及び厚生年金保険料控除額から、平成9年5月から同年9月までの期間を20万円、同年10月を24万円、同年11月を18万円、同年12月を22万円、10年1月を19万円、同年2月から4月までの期間を24万円、同年5月を20万円、同年6月を19万円、同年7月を20万円、同年8月を24万円、同年9月を22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は上記賃金台帳で確認できる給与額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から45年6月までの期間及び同年12月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和45年7月から同年11月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年3月まで

母親が、昭和41年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、家族の分と一緒に国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間が未納となっていることは納得できないので、調査してほしい。

なお、国民年金手帳記号番号****-*****の納付記録が抜けているように思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年1月ごろに申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(****-*****)は、昭和46年11月にA区で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点で、申立期間の保険料の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立期間のうち昭和45年7月から同年11月までについて、申立

人は、47年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、重複納付となった同年6月から同年9月までの国民年金保険料を、同年9月25日に未納であった当該期間の保険料に充当したことが、特殊台帳において確認できる上、申立期間のうち、41年1月から43年7月までについては、脱退手当金の支給済期間であり、制度上、保険料を納付することができず、申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、国民年金手帳記号番号****-*****の納付記録が抜けているとも主張しているが、同手帳記号番号は、昭和50年9月にB県C区で払い出され、同年7月から52年9月までの国民年金保険料を納付した旨の記録及び同記録を上記の同手帳記号番号に統合していることが、特殊台帳において確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から45年6月までの期間及び同年12月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和45年7月から同年11月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から55年7月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から55年7月まで

私は、国民年金の付加保険料制度ができた当初から付加保険料を納付していた。昭和55年からの納付となっているので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の付加保険料制度が発足した当初から付加保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金付加保険料は、納付の申出を行った日の属する月以後の各月について納付できるとされており、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和55年8月以降、定額保険料に併せ付加保険料を納付していることが確認でき、このことは、特殊台帳において、申立人はその妻と共に、付加保険料納付の申出を同年8月11日に行った旨記載されていることとも符合し、申立人は申立期間について付加保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年3月まで

私の国民年金については、昭和45年1月ごろ、父が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、父が集金人に納付してくれていた。父は、自身の保険料と一緒に、母、私及び妻の保険料を納付していたので、両親が納付しているのであれば、私の分も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月ごろ、申立人の父親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、現年度納付、過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い上、申立人の所持する昭和48年3月11日発行の国民年金手帳では、昭和48年度の検認記録欄に検認印が無いことから、現年度納付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年3月まで

私の国民年金については、昭和47年8月ごろ、結婚を契機に、養父が加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、養父が集金人に納付してくれていた。養父は、自身の保険料と一緒に、養母、夫及び私の保険料を納付していたので、両親が納付しているのであれば、私の分も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月ごろ、申立人の養父が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、現年度納付及び過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い上、申立人の所持する昭和48年3月11日発行の国民年金手帳では、昭和48年度の検認記録欄に検認印は無いことから、現年度納付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人の養父又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、

申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの期間、5年2月及び同年3月、6年12月から7年3月までの期間、10年1月から同年3月までの期間並びに同年6月から11年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から同年3月まで
② 平成5年2月及び同年3月
③ 平成6年12月から7年3月まで
④ 平成10年1月から同年3月まで
⑤ 平成10年6月から11年1月まで

私たち夫婦は、夫婦共にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分、妻が金融機関で納付していたと思う。申立期間が未納であることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が金融機関で一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料は未納である。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国

民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの期間、5年1月から同年3月までの期間、6年12月から7年3月までの期間、10年1月から同年3月までの期間及び同年6月から11年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から同年3月まで
② 平成5年1月から同年3月まで
③ 平成6年12月から7年3月まで
④ 平成10年1月から同年3月まで
⑤ 平成10年6月から11年1月まで

私たち夫婦は、夫婦共にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分、私が金融機関で納付していたと思う。申立期間が未納であることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い上、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も平成5年1月分を除き申立期間の保険料は未納である。

また、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に

ついて、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年2月までの期間及び同年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から45年2月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

自営業のため、国民年金に夫婦二人で加入したのを覚えている。申立期間の国民年金保険料は付加保険料と共に、妻が納付していたので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を付加保険料と共に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

なお、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立人は60歳まで国民年金保険料を納付しても年金受給権の確保に必要な300か月には37か月不足することから、昭和46年4月から49年3月までの保険料を同年12月11日に特例納付及び過年度納付するとともに、なお不足する1か月分を、

50年7月1日に45年3月分として特例納付して300か月を充足していることが、特殊台帳から確認できる。

また、申立人は、付加保険料を昭和49年9月から納付していることが、確認できるものの、付加保険料の制度は45年10月に開始されており、同年9月以前の申立期間については、付加保険料を納付することができず、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間①及び②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②の付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から46年3月まで
自営業のため、国民年金に夫婦二人で加入したのを覚えている。申立期間の国民年金保険料は、私が納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

なお、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立人は60歳まで国民年金保険料を納付しても年金受給権の確保に必要な300か月には31か月不足することから、昭和46年4月から49年3月までの保険料を申立人の夫と一緒に同年12月11日に特例納付及び過年度納付して300か月以上を充足していることが、特殊台帳から確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人につ

いて、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年3月から同年7月まで

私は、平成10年8月の結婚を契機に、未納であった申立期間の国民年金保険料を支払うため、預金から9万円を引き出し、そのうちから7、8万円を同年10月ごろ申立期間の保険料としてA区役所でまとめて納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を契機に、預金から9万円を引き出し、そのうちから7、8万円を平成10年10月ごろ申立期間の国民年金保険料として区役所でまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持している年金手帳では、平成10年11月*日に婚姻後の氏名及び住所に変更されていることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金の再加入手続を行ったものと考えられ、当該手続前に預金を引き出して申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立期間のうち、平成10年3月については、過年度納付によることとなるが、B市では国庫金である過年度保険料収納の取扱いを行っておらず、区役所で納付したとする申立内容とは符合しない上、申立期間のうち、10年4月から同年7月までについては、同市が国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金取滞納リストでは未納となっており、これはオンライン記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年3月まで

私は、昭和45年*月に結婚し、20歳を迎えたので、婚姻届と国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に集金人に納付していた。申立期間が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年*月ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、申立人の夫の分と一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持している国民年金手帳は、同年5月1日発行と記載されていることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認されるのに対し、申立人の夫の同手帳記号番号は40年12月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の夫の分と一緒に申立期間の保険料は納付できず、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から58年12月まで

昭和54年11月ごろ、妻の父親から勧められ、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は妻が二人分を銀行か郵便局で納付していた。

しかし、昭和61年ごろ、区役所から加入期間が足りないのに、国民年金保険料をさかのぼって納付するかどうかを聞かれたため、変だと思ったが、言われるまま昭和59年度分と60年度分をさかのぼって納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年11月ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、国民年金に加入した上記の時点で、既に35歳を超えており、60歳まで国民年金保険料を納付しても老齢基礎年金の受給資格期間

を満たすことができないため、さかのぼって納付可能な昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料を納付するとともに、なお不足する期間については、60 歳到達時の平成 17 年*月から 20 年 12 月まで高齢任意加入していることがオンライン記録から確認できる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から60年3月まで

昭和54年11月ごろ、父親から勧められ、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は二人分を銀行か郵便局で納付していた。

しかし、昭和61年ごろ、区役所から、夫婦とも加入期間が足りないの
で、国民年金保険料をさかのぼって納付するかどうかを聞かれたため、
変だと思ったが、言われるままさかのぼって納付した。申立期間が未納
となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年11月ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、昭和59年1月から60年3月までについては、申立人が国民年金に加入した時点で、当該期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人の夫は、この時点で既に35歳を超えており、老齢基礎年金の受給資格期間が不足していたため、さかのぼって納付できる当該期間の

保険料を納付していることが確認できるのに対し、申立人については、加入時点で 35 歳未満であったため、その必要性は無かったものと考えられ、申立人についても加入期間が足りないため、さかのぼって納付したとの主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年3月まで
② 平成4年2月

私は、会社を退職した翌日の昭和47年4月2日に、父親から言われてA区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。平成4年2月については保険料の還付を受けた覚えはなく、申立期間の保険料は納付しているはずであるので、調査してほしい。なお、氏名が何度か変わっているので、その点も十分に調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、会社を退職した翌日の昭和47年4月2日に、A区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人は国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、同年8月22日に、その時点で納付可能な50年4月から52年3月までの2年分を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間②について、申立人は国民年金保険料を納付しており、還付を受けた覚えはないと主張している。

しかしながら、申立人は、平成4年1月1日に厚生年金保険の被保険者となったことから、前納していた同年1月から同年3月までの国民年金保険料を還付申請したことがB県C市が保管する国民年金被保険者名簿により確認できる上、オンライン記録において、申立期間の保険料額（26,880円）、支払決議（平成4年1月29日）、振込支払金融機関名（D）、口座番号（*）及び送金（支払）通知書作成年月日（同年2月18日）と記載されており、これらの記載内容を踏まえると、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名等の「E」「F」「G」を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1695 (事案 944 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年2月に婚姻し、同年4月に集金人から勧められて国民年金に加入した。申立期間について、国民年金保険料を集金人に納付していたことを鮮明に記憶しており、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人夫婦は、A市B区に居住していた昭和36年4月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人夫婦の所持する国民年金手帳には、夫婦共に、「昭和39年3月18日発行」と記載されており、同日に同年3月の保険料が納付されていることが確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は一部が時効により納付できない期間となり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からも申立期間について、さかのぼって納付したとの主張は無いこと、ii) 申立人夫婦は、昭和36年4月から38年の夏ごろまで国民年金保険料を、当時居住していたA市B区において、集金人に納付していたと主張しているが、申立人夫婦が所持する領収証書から、37年4月から38年1月までの保険料を39年5月28日に、38年2月から39年2月までの保険料を40年3月12日に、それぞれ過年度納付したことが確認でき、集金人は過年度保険料を取り扱えないため、申立内容は不自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月13日付けで

年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたことを鮮明に覚えているとして再申立てを行っている。

しかしながら、上記のとおり、申立人が国民年金に加入したのは昭和 39 年 3 月であり、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、集金人に国庫金である過年度保険料を納付することはできないことから、再申立内容は当委員会の当初の決定に基づく年金記録を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 26 日から 33 年 6 月 1 日まで

私は、A合資会社に昭和 30 年 4 月から 33 年 9 月まで継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の被保険者記録が空白となっているとの回答を受けたので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の姪（申立期間後に役員に就任）は、「申立期間当時、私は高校生で、その時の事業主は既に亡くなり、事業所も解散しているため関連資料も無く、当時の状況が分かる方は既に亡くなっており、何も分からない。」と供述をしている。

また、当時の複数の同僚に照会したところ、ほとんどの同僚が亡くなっており、唯一回答があった同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立期間に勤務していたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて確認できない。

さらに、A合資会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 32 年 5 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年 6 月に健康保険の被保険者証を返納したと思われる記載があり、33 年 6 月 1 日に再び被保険者資格を取得したことが記録されており、健康保険の整理番号もそれぞれ*番と*番と異なっているため、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年ごろから30年8月31日まで
② 昭和48年12月1日から50年ごろまで

昭和28年ごろから50年ごろまでA工場に勤めていたが、そのうち28年ごろから30年8月31日まで、また48年12月1日から50年ごろまでの期間について社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、加入記録がない。同社には確かに勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述から申立期間のうち、一部の期間において、申立人がA工場に勤務していた可能性はある。

しかしながら、当該事業所は昭和29年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、申立期間の一部においては、適用事業所ではないことが確認できる。また、58年10月1日に適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡しており、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、当時当該事業所が加入していた「B健康保険組合」は平成13年12月21日付けで解散しており、当該事業所に関する資料は無い。

さらに、当時の事業主の弟（後の事業主）は、「当時、厚生年金保険については、希望者のみ加入するというのが慣習であった。」と供述しており、申立人も「勤務期間の途中から社会保険に加入させてもらった。」と供述している。

また、申立期間①及び②について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 30 年 9 月 1 日に資格を取得し、48 年 12 月 1 日に資格を喪失し、49 年 2 月に健康保険被保険者証を返納したと思われる記録があり、当該名簿から上記期間外における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格再取得及び健康保険厚生年金保険被保険者資格再喪失等の記録は無く、社会保険事務所の処理に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月ごろから 59 年 3 月ごろまで

私は、昭和 57 年 2 月ごろから 59 年 3 月ごろまで A 株式会社において、スーパーや店へ牛乳等を卸し、その納品書や請求書をコンピューターに入力していた。仕事をする場合、アルバイトやパートで働いたことがない。いつも正社員で働いていた。健康保険被保険者証を使って治療を受けた覚えもあるので、必ず厚生年金保険に加入していたと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の元取締役及び申立期間当時に勤務していた複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社の元取締役は「申立人は個人的な事情から加入辞退があったため厚生年金保険に加入させていなかったと考えられ、当社が理由なく届出を怠る事はないと思う。」と回答している。

また、当時の同僚の一人は「申立人はパート扱いであり、正社員ではなかったので社会保険には加入していなかったと思う。勤務期間も申立てよりは短く、1 年から 2 年未満だった。」と回答していることから、申立人の申立期間における、厚生年金保険の適用については確認できない。

さらに、申立人が記憶していた複数の同僚等のうち 2 人については当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていないことから、当時 A 株式会社は、必ずしも従業員のすべてについて厚生年金保険に加入

させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所の申立期間当時の事業主は既に亡くなり、事業所は倒産し、当時の賃金台帳等関連資料の存否も不明であるため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号の欠番も無いため、申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は当時健康保険被保険者証を使って治療を受けた覚えがあると供述しているが、健康保険被保険者証を使用した医療機関の名称を記憶していないことからその存在は特定できず、申立人が記憶する所在地から照会した医院についても、書類保管期限が経過しているため廃棄している旨回答していることから、申立人の主張する内容については確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年3月1日まで
株式会社A（現在は、株式会社B）C店で昭和38年4月から39年2月までのうち6か月についてD課の事務員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が1か月しか無いので、勤務した期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのC店に申立人と同時期の昭和38年9月に臨時社員として入社し、勤務していたとしている複数の元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が、当時臨時社員として当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記複数の同僚の供述においても、申立人の退職時期は不明である上、株式会社BのC店に照会したところ、「昭和7年8月以降における社員の在籍を記録した正社員の入退店簿に申立人の氏名の記載が無いため、在籍の有無を確認できません。」と回答している。

また、当該事業所が加入するE健康保険組合も「保存期間の経過により当時の加入記録の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の正確な勤務期間及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人の資格取得日が昭和38年9月3日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1692(事案 1084 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から同年5月31日まで
平成21年5月12日付けの申立てについて、同年9月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする第三者委員会の通知があったが、申立期間当時、A株式会社の正社員として、B係C部D課に所属し、信号機の新設及び補修作業をしており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を昭和18年4月1日から同年5月31日に訂正し、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Eが保管する申立人に係る社員調書の入社前経歴欄には、申立人が昭和18年4月に「F学校」に入学した記録が確認できること、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年6月1日と記載され、オンライン記録と一致しており、申立人が一緒に採用されたと供述する同僚も、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、申立てに係る事業所の現在の事業主に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を裏付ける給与明細や賃金台帳は保存されておらず、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間の始期を昭和18年4月1日に訂正し、その理由については「昭和18年4月1日から同年4月30日ま

では研修に行っていたと思うが、同年5月1日から同年5月31日までは現場で働いていたので厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。」と供述している。また、申立期間当時A株式会社において一緒に勤務していた3名の上司及び同僚の氏名を挙げているが、そのほかに厚生年金保険料の控除に係る新たな資料及び情報は提出されていない。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて調査したところ、申立人とA株式会社において同時期に採用された複数の元同僚が「申立期間当時、申立人と同時期に採用されたが、私も厚生年金保険に加入したのは昭和18年6月1日となっている。当該事業所に入社後、3か月ぐらいは研修期間又は教習期間等であったと思う。」と供述している上、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している37人中34人は、申立人同様、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和18年6月1日が資格取得日と記載されており、他の3人についても当該事業所において同年4月1日から資格取得した者はみられない。

また、申立期間に申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げている3人の上司及び同僚のうち、上司は既に亡くなっており、他の2人の同僚については名字しか記憶していないことから人物が特定できず、A株式会社における厚生年金保険の加入記録は確認できないため、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認するための資料及び供述を得ることはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から30年1月31日まで

A株式会社に昭和29年2月に入社し、会計事務をしていたが、厚生年金保険の資格取得日は30年2月になっている。同時期に入社した同僚の資格取得日は29年中になっており、自分も同年中に加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことは複数の同僚の供述により推認できる。

しかし、上記複数の同僚の供述においても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する供述は得ることができない。

また、当時の同僚の一人は、「当時経理を担当していた事業主の娘を除き、申立期間当時申立人以外にも女性の事務員が一人いた。」と供述し、申立人も「氏名は記憶していないが、上記事業主の娘以外の女性事務員から事務の引き継ぎを受けた。」と供述しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に上記事業主の娘以外の女性の氏名は見当たらないことから、申立期間当時、当該事業所においては必ずしも従業員すべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は昭和30年2月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険番号は連続しており、欠番も見られないことから、申立期間において申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1694 (事案 684 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 1 日から 61 年 4 月 20 日まで

前回申立時に昭和 60 年から 61 年ごろの間、勤めていた株式会社Aでの勤務期間について訂正不要の決定を受けたが、知人の紹介で社会保険の加入を条件に入社することとし、入社後 3 日ぐらいで受け取った健康保険証の番号が*であったことも記憶しているので、当該期間について訂正不要と決定されたことには納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立期間当時の同僚の供述から、申立人が株式会社Aにおいて勤務していたことは推認できるものの、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の書類も保管されておらず、申立てに係る事実が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は新たに当該事業所に入社するに際して、当該事業所を紹介してくれた知人 2 人の氏名を挙げ、入社後当該事業所から健康保険証を受け取った記憶があること等を根拠として、当該事業所における勤務期間を厚生年金保険の加入期間として認めるべき旨を主張している。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、申立人が氏名を挙げた 2 人の知人から当時の状況を聴取したところ、申立人に株式会社

Aを紹介したことは間違いないが、厚生年金保険への加入が入社の条件であったこと、及び申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入していたことについては不明である旨を供述している。

また、株式会社Aは、申立期間当時の事業主が既に亡くなっており、平成5年10月31日には厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、法人登記簿によると、8年6月1日に解散していることから、解散当時の代表取締役にも照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管していない旨を回答しているため、申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、株式会社Aにおいて受け取った健康保険証の番号が*番であったと主張しているが、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険証の番号が*番である被保険者は申立人とは別人であることが確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立人について、オンライン記録において、氏名を複数の読み方で検索したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで
② 平成 11 年 5 月 1 日から 16 年 4 月 30 日まで

申立期間①について、A社（現在は、株式会社B）において、昭和 54 年 4 月 1 日から 58 年 2 月 28 日まで勤務したが同年 2 月が被保険者期間になっていない。また、申立期間②において、株式会社Bに役員として勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録では厚生年金保険の被保険者記録になっていない。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Bに照会したところ、申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有しておらず、当時の同僚も申立人の退職日を記憶している者はいないため、申立人が申立期間①に勤務していたことを確認できない。

また、申立人は、「昭和 58 年 2 月の途中で退職していたかもしれない。」と供述しており、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した直後に、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録では、申立人は株式会社Bを昭和 58 年 2 月 25 日付けで離職した記録が確認できる。

加えて、当該事業所のオンライン記録において厚生年金保険の被保険者資格を持つ全 40 人の健康保険番号は連続しており、欠番も無い上、申立期

間①において厚生年金保険の資格を喪失した以降の記録には申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、株式会社Bの保管する申立人に係る賃金台帳により、申立人が申立期間②において、当該事務所に勤務していたことは認められるが、申立期間②において給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「給与からは厚生年金保険料を控除されておらず、会社が役員の厚生年金保険料は別途納付していたはず。」と供述しているが、当該事業所の現在の役員は、「役員の保険料について別途の取扱いはしていない。また、申立人の役員としての勤務、給与等について協議したことは無い。」と供述しており、申立人の主張する内容については確認できない。

さらに、申立期間②について、申立人の株式会社Bにおける雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から22年12月31日まで

私は、昭和20年12月から22年12月まで、織物の産地で絹糸の染色工場のA株式会社で働いていた。ねんきん特別便を見ると、年金記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態等について、申立人が同時期に勤務していたと主張する同僚は既に亡くなっていたが、初代事業主の親族は、「申立人は2年から3年ほど勤務していた。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社における当時の事業主の消息が不明のため、当時の資料の存否の確認ができず、その後事業主も変更しており、昭和34年4月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人が申立期間に当該事業所において給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中には、申立人が同時期に勤務していたと主張する同僚の名前も見当たらない上、申立期間より後に当該同僚と勤務していた従業員についても被保険者記録がオンライン記録と一致していないことから、当時A株式会社では厚生年金保険の加入について適正な取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当時A株式会社が加入していたB健康保険組合は、平成15年に解散しており、資料等は既に廃棄され現存しておらず、申立期間当時A株式会社を担当していた職員も確認できなかったため、申立内容を確認するための関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

私は、平成元年 9 月 1 日から 2 年 5 月 31 日までの間、A 株式会社に勤務していたが、ねんきん定期便に係る年金加入記録には、申立期間について、給与が下がった事実はないのに、当時、私が受けていた給与額に比べて標準報酬月額が低く記録されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が平成 2 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失した後の同年 7 月 18 日において、30 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当時の事業主は既に亡くなっている上、現在の事業主に照会しても回答は得られず、申立人の申立期間について、事業主から届け出られた標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高い保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人と同時期に当該事業所で同様の業務を担当していた元同僚の標準報酬月額が、申立人と同様に引き下げられていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

さらに、当該同僚に照会したものの、標準報酬月額を上回る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、給与明細書等の具体的な資料を所持していないことから、実際の給与支給額及び保険料控除額については確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 26 日から 46 年 5 月 16 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 46 年 5 月 16 日から 47 年 1 月 1 日まで
(A 株式会社)
③ 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで
(B 社)

申立期間①について、社会保険事務所(当時)から脱退手当金を支給済みという回答があったが、脱退手当金を受給した覚えが無いので調べてほしい。

申立期間②について、国の記録では、昭和 46 年 5 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになるが、勤務場所はレースを製造する職場から社員食堂に変わったものの、引き続き勤務していた。

また、申立期間③について、国の記録では、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 50 年 9 月 1 日となっているが、49 年 10 月から勤務していた。申立期間②及び③の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、「受付

46. 7. 5 「C社会保険事務所」、「送金済 46. 9. 8 「C社会保険事務所」の押印が有ることから、国庫金送金通知書により、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有り、被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されている頁と前後2頁に記載されている脱退手当金受給要件を満たす女性31人のうち、オンライン記録で脱退手当金を受給していることが確認できる申立人を含む14人全員に「脱手」の表示が有り、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月以内に支給決定されている。

さらに、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年9月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

次に、申立期間②については、A株式会社に勤務していた同僚の供述から、申立人は申立期間②のうち少なくとも一部期間において、当該事業所の社員食堂に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の業務を引き継ぐD株式会社が保管する社会保険得喪記録台帳によると、申立人は、A株式会社において、昭和40年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年5月15日に退職していることが確認でき、オンライン記録と一致しており、事業主が社会保険事務所に記録されているとおりの資格の取得及び喪失に係る届出を行ったものと考えられる。

また、雇用保険被保険者記録を確認したところ、申立人は、A株式会社において、昭和40年3月26日に資格を取得し、46年5月15日に離職したとされており、オンライン記録と一致している。

さらに、D株式会社は、申立期間②当時の賃金台帳等関連資料は保管していないことから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、A株式会社の社員食堂は、昭和46年度においてE株式会社（現在は、株式会社F）に業務委託されており、昭和46年10月16日にA株式会社で被保険者資格を喪失し、同日にE株式会社で資格を取得している者が6人みられるが、当該事業所の保管する申立期間②の厚生年金保険被保

険者資格取得及び喪失届の控えに申立人の氏名はみられない。

申立期間③について、B社の業務を引き継ぐG社が保管する申立人に係る人事記録によると、入社日が昭和50年5月9日とされていることから、同日から、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、G社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」では、申立人のB社における資格取得日は昭和50年9月1日、資格喪失日は51年2月1日と記載されており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、G社が保管する社内通達文書によると、厚生年金保険の被保険者資格の取得時期については、「平成元年9月登録者までは、職員昇格と同時に資格取得。ただし、職員昇格時期は、成績に応じて入社4月目、5月目、6月目のいずれかとする。」とされている上、複数の同僚も、「入社後、成績に応じて正社員に昇格し、厚生年金保険に加入する仕組みだった。」と供述している。

さらに、雇用保険被保険者記録を確認したところ、申立人は、B社において、昭和50年9月1日に資格を取得し、51年1月31日に離職したとされており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 1 日から 3 年 8 月 31 日まで

申立期間について、株式会社Aに正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当該事業所に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は平成元年10月1日から3年8月31日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「申立人は正社員ではなく、パート社員であり、雇用保険には加入させたが、健康保険及び厚生年金保険には加入させておらず、申立人の給与から保険料は控除していなかった。」と回答している上、当該事業所が保管している会計帳簿を見ると、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、申立期間の途中である平成2年5月1日である上、当該事業所の被保険者に係るオンライン記録に申立人の氏名は見当たらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間について、申立人は国民年金保険被保険者として、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1700 (事案 629 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月2日から33年10月1日まで
私は、脱退手当金の請求書類を書いたことも、脱退手当金をもらったことも無い。私が受給したのであれば、請求したという書類及びどの金融機関で支払ったのかを明らかにしてほしい。
また、当時の事務員であるAさんから書面の提出を受けたので、参考としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i)支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和34年4月24日に支給決定されていること、ii)申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日が記録されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を支給したのであれば、申立人が請求した書類及び脱退手当金の支払金融機関を明らかにしてほしいとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が勤務していた事業所を管轄していたB社会保険事務所(現在は、C年金事務所)では、昭和36年4月前に支給決定された脱退手当金裁定請求書は廃棄され、保管されていないものの、申立人の脱退手当金については、当時、社会保険事務所が脱退手当金を支給するに際

して、被保険者記録を社会保険業務センター（当時）に照会した結果を回答した旨の記録が「厚生年金保険被保険者台帳」に有る上、今回、提出の有ったA氏作成の書面の内容について、同氏に照会しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 15 日から 59 年 10 月 1 日まで
株式会社Aに中断すること無く勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険加入記録が空白になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当該事業所に係る雇用保険被保険者記録から、申立人が、申立期間について、当該事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和 58 年 1 月 15 日に被保険者資格を喪失し、その後、資格を再取得し、被保険者期間が中断して未加入期間が有る者が 10 人みられる上、複数の同僚は、「給与が歩合制になったため、厚生年金保険を脱退した。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、一部の従業員について被保険者資格を喪失させていたことがうかがわれる。

また、同被保険者名簿によると、申立期間前後の申立人の健康保険の整理番号はそれぞれ*番及び*番と異なり、申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できず、健康保険の整理番号は連続しており、欠番は見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、同被保険者名簿の整理番号*番の備考欄には、昭和 58 年 1 月に健康保険被保険者証が返納され、継続療養に係る受給手続をしたことを示す「継」の表示が確認でき、被保険者期間に未加入期間が有る複数の同僚にも同様の表示が確認できる。

加えて、当該事業所は、昭和 63 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は亡くなっているため、当該事業所の取締役等に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができる資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。